

第十二回「お守り刀展覧会」募集・審査・陳列要項

第1項 募集要項

(出品者)

美術刀剣類等製作承認を受けた刀工、又は美術刀剣類等製作承認を受けた刀工作品の工作者。

(出品条件)

- 一 本展の趣旨にそうものであること
- 二 自己の制作したものであること
- 三 未発表であり、総合の部・刀身の部の出品作は登録完了後1年以内とする。
外装の部は製作完了後1年以内とする。

(搬入時期)

平成29年7月26日～27日。(必着)

(搬入場所)

- ① 出品作品の搬入場所は、林原美術館（岡山県岡山市北区丸の内2-7-15）とする。

(出品申込料)

- ② 出品作品1点10,000円とする。

(審査部門)

- ③ 刀身、外装、総合、3部門での審査を行う。

(出品点数等、応募の規定)

④ 応募規定

- 1 一、作品は外装無し、わきざし(40cm以下)・短刀・剣。
二、外装付き、わきざし(40cm以下)・短刀・剣。
(わきざし・短刀・剣は一緒に審査する。外装も同様)
- 2 応募作品は一部門1作品とする。

(招待者、審査員出品)

- ⑤ 招待者、審査員出品を募る。

招待者

- 1、運営委員長、運営副委員長、実行委員長、実行副委員長。
- 2、80歳以上高齢者(審査対象入賞の可能性あり)

審査員(規定により以下の方。一年限り)

- 1、川崎仁史氏

(審査・募集に関する注意事項)

- ⑥ 審査の基本理念は、伝統技法を駆使した創作を重視し、自己の作風を完成させる作品の評価。
- ⑦ 月の輪・からす口は好ましくない。
- ⑧ 金具類の、大量の型ものは好ましくない。
- ⑨ 人絹の下緒は好ましくない。
- ⑩ 明らかな複製は好ましくない。(イミテーションの様な写しは複製であり創作とは認め難い。)
- ⑪ 新作金具の使用を奨励する。
- ⑫ カシュウーなど漆以外の塗料は好ましくない。
- ⑬ 美術刀剣としてふさわしい研磨を施してないものは好ましくない。
- ⑭ ねじ目釘は本来、左ねじである。

第2項 審査

(審査日)

- ⑮ 審査日は7月28日とする。

(部門)

- ⑯ 審査部門は以下の通り。
 - 1 刀身
 - 2 外装
 - 3 作品総合

(審査員) 8 (予定)

- ⑰ 審査員は次の通り選出する。(順不同・予定)
 1. 谷一 尚 (林原美術館館長) (刀身・外装部門)
 2. 稲田和彦 (京都国立博物館名誉館員・学識) (刀身・外装部門)
 3. 植野哲也 (林原美術館学芸員・学識) (刀身・外装部門)
 4. 佐藤寛介 (岡山県立博物館学芸員・学識) (刀身・外装部門)
 5. 内藤直子 (大阪歴史博物館学芸員・学識) (刀身・外装部門)
 6. 来見田博基 (鳥取県立博物館学芸員・学識) (刀身・外装部門)
 7. 住 麻紀 (刀剣研究家) (刀身・外装部門)
 8. 阿部一紀 (刀剣研磨) (刀身部門)
 9. 佐々木卓史 (刀剣研磨) (刀身部門)
 10. 吉田秀雄 (刀剣研磨) (刀身部門)
 11. 宮島 宏 (白銀師) (外装部門)
 12. 剣持直利 (外装意匠) (刀身・外装部門)
 13. 加藤 寛 (漆芸研究科) (外装部門)
 14. 川崎仁史 (刀工・受賞規定により) (刀身部門)
 15. 三上貞直 (全日本刀匠会会長) (刀身・外装部門)

(審査・採点)

⑱ 総合、刀身、外装部門の審査方法は次の通りとする。

刀身、外装それぞれ個別に審査の上、部門毎に順位を付ける。

総合部門は、それぞれの部門審査を踏まえ順位を付ける。

⑲ 採点方法は次の通りとする。

採点は評価するものに○付方式。

1次審査（入選、落選の決定）、2次審査（入賞作品の選定）、3次審査（賞の選定）にて行う。

出品作品の順位は、各審査員の採点にある○評価の総数比率の多い作品順に上位とし、審査会に報告の上、賞の選定に入る。

(落選)

⑳ 一定のレベルに達しない作品に対しては落選とする。落選作には明確な事由を文章により本人に通知する。

(入選)

㉑ 入選は得票数の割合により、A、B、C、の3段階評価とし、講評として文章により本人に通知する。

得票の過半数を得た作品を入賞とする。（第3項）

(審査結果の通知)

㉒ 審査結果は、作品評価と共に出品者に通知する。

第3項 賞（予定）

(賞の選定)

1. 入賞の作品は、2次審査に於いて○評価の総比率が過半数以上を得た作品より選出する。

2. 審査同点の場合は新作金具使用作品を上位とする。

3. 各賞の選定は、全て審査員の投票にて決定する。

4. 投票による賞の決定は、投票の1/2以上を得た作品より選出する。

5. 投票数が過半数を得る作品が出ない場合、最下位の作品を足切の上再投票を行う。

最下位が同点の場合は、(賞の選定) 2. を適用。さらに未決定の場合は、投票により決定する。

(賞)

㉓ 賞は次の通り選定する。

刀身の部・外装の部・総合の部について選定する。

賞の数は全体で16席以内とする。

各部門特賞は第3席までとする。

各部門特賞を除く入賞を優秀賞とする。

賞名は別定。

(文部科学大臣賞)

文部科学大臣賞は、入賞最上位評価作品に与える。授与順位：1位、総合部門特賞1席。2位、総合部門に該当作品が無い場合は、刀身部門・外装部門の特賞1席2作品による投票により決する。

(佳作)

1. 入賞16点の選外となった、2次審査得票率50%以上の全作品。
2. 入賞の選に漏れた作品のうち、審査委員会が認めた作品を佳作とする。
 - ・ 作品の中に将来性がある
 - ・ 作品の中に特に優れたものがある

(特別賞・日立金属賞)

重要無形文化財保持者を除く全作品の内、特に優秀な作品を1点表彰する。

1. 投票は出品審査員を除く全審査員の投票によりおこなう。
2. 投票数が過半数を得る作品が出ない場合、最下位の作品を足切の上再投票を行う。

(駐日ポーランド共和国大使賞)

駐日ポーランド共和国大使賞は、お守り刀展覧会審査委員会に於いて優れた作品を駐日ポーランド共和国大使に推薦、同大使により選出された作品を該当作品とする。

(新人賞)

下記条件の中、特に優秀な作品を1点表彰する。

1. 美術刀剣製作承認を得て5年以内の刀匠、並びに師匠より独立した5年以内の外装製作者の出品者。
2. 上記該当者の中、入賞並びに佳作に選出されたものの最上位成績の者。
3. 同賞の場合は全審査員の投票により決する。

第4項陳列

(陳列作品)

- ②④ 本展に陳列する作品は、すべて審査の上決定する。ただし、古作参考品、遺作については、出品を委嘱して陳列することができる。
- ②⑤ 陳列する作品は、本展に出品された作品のうちから各地方実行委員会が選定する。
- ②⑥ 地方展陳列作品の選定の結果については、これを変更し、または異議の申し立てをすることはできない。
- ②⑦ 審査の上決定された作品は、会期中入れ替えにより、全会場にて全ての作品を展示する。